

介護保険住宅改修費申請の必要書類作成について（住宅改修業者向）

介護保険の住宅改修費は、要介護（支援）認定を受けている方が、自宅で自立した生活続けるためや介護者の負担軽減のために必要な住宅の改修費用の一部を支給する制度です。手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、対象費用額 20 万円を上限に、申請により利用者負担額（1 割、2 割又は 3 割）を差し引いた金額を支給（償還払い）します。

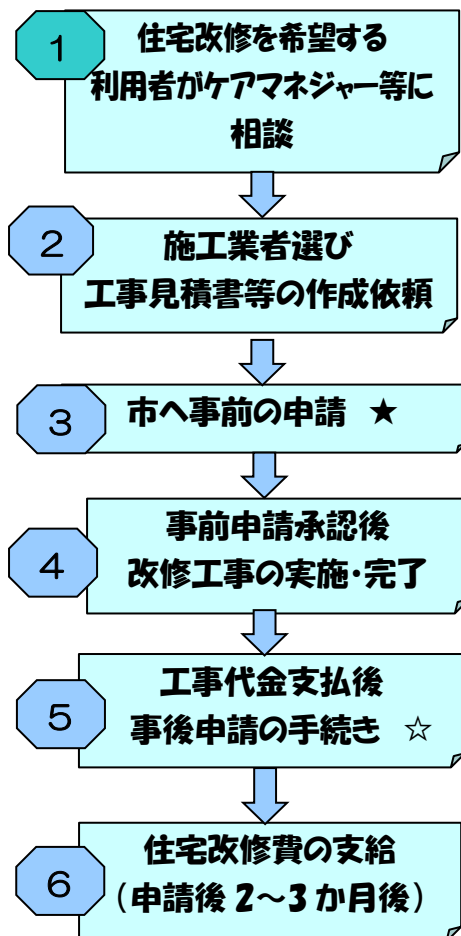
【給付対象となる工事】

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ① 手すりの取付け | ④ 引き戸等への扉の取替え |
| ② 段差の解消 | ⑤ 洋式便器等への便器の取替え |
| ③ 滑り防止及び移動の円滑化のための 床材または通路面の材料の変更 | ⑥ ①～⑤に伴って必要となる工事 |

※利用者の状況等によっては、上記工事であっても給付対象とならない場合があります。

【申請の流れ】

工事の着工前に、市へ事前の申請が必要です。ケアマネジャー等が住宅の状況、身体状況等を総合的に考慮して、住宅改修の必要性を判断し、「住宅改修が必要な理由書」を作成します。



★【事前申請に必要な書類】

- ① 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ② 工事費用の見積書
（被保険者本人宛、見積業者社印があるもの）
（工事内訳書は、国が示す様式を標準とする）
- ③ 工事予定箇所が確認できる自宅見取り図
（現況及び改修後が確認できるもの）
※ 玄関外から通路の改修の場合は、改修箇所の平面図
- ④ 工事予定箇所が確認できる写真
（撮影年月日の入ったもの）
- ⑤ カタログの写し（工事費用の内訳書に、部材等のメーカー名、品番名がある場合は省略可）

☆【事後申請（完成後）に必要な書類】

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 領収書の原本（被保険者本人宛）
- ③ 工事費用の請求書
（工事内容、金額に変更がない場合は省略可）
- ④ 住宅の所有者の承諾書
（住宅の所有者が本人以外の場合のみ）
- ⑤ 委任状（振込口座が本人以外の場合のみ）
- ⑥ 完成後の改修箇所が確認できる写真
※撮影年月日の入ったもの
- ⑦ 住宅改修が必要な理由書（保険者確認済のもの）

【注意事項】

利用者である要介護認定者の個々の心身状態等により、改修内容や改修箇所は異なりますので、充分検討する必要があります。制度利用にあたっては、以下の事項に留意ください。

- (1) 給付対象の対象工事であっても、被保険者本人にとって不要な工事は対象となりません。担当ケアマネジャー等と改修内容や改修の妥当性について相談してください。
- (2) 書類を整え、事前の申請（承認審査）を受け、認められた工事のみが、給付の対象となります。事前申請を行っていない工事は給付対象外となります。
- (3) 新築や増改築に伴う工事は対象となりません。
- (4) 対象工事は既存面積のみとなります。例えば、段差解消による床工事がある場合、拡張部分は対象外となりますので、工事内訳書において対象部分の積算がわかる記載が必要です。
- (5) 入院中や施設入所中は利用できません。ただし、退院（退所）の目途がたってから、事前申請をして工事を行うことは可能です。その場合の事後の申請は、退院後になります。
- (6) 事前申請承認後に工事内容に変更が生じる場合は、工事を行う前に必ず担当ケアマネジャーや介護保険課に連絡してください。介護保険対象外になる場合があります。
- (7) 認定申請中の方は、事前申請をして工事を行うことは可能ですが、事後の申請は認定結果がでてから申請していただくこととなります。非該当の場合の工事費用は、全額自己負担となります。

【問合せ先】

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1
射水市 介護保険課 介護保険管理係
TEL：0766-51-6627